

【国保財政健全化計画】 都内区市町村における赤字解消・削減状況の見える化について

令和6年3月更新

見える化の推進

都国保運営方針に記載のとおり、都ホームページにおいて、「区市町村国保財政健全化計画」及び「別紙_区市町村の財政健全化計画策定及び赤字額の状況」の公表による「見える化」を実施する。

解消・削減すべき赤字の定義

「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合計額。都内区市町村において、「繰上充用金」は計上されていないため、**解消・削減すべき赤字は「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」のみとなる。**

【参考】決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の定義

区市町村の国民健康保険特別会計の収支決算における法定外の一般会計繰入金のうち、「収入不足に伴う決算補填等目的のもの」、「保険者の政策によるもの」及び「過年度の赤字によるもの」に該当するもので、具体的には、以下の事由によるものとなる。

決算補填等目的

- (決算補填等目的のもの) ①保険料収納不足のため ②高額療養費貸付金
- (保険者の政策によるもの) ③保険料(税)の負担緩和を図るため ④地方単独の保険料(税)の軽減額
- ⑤任意給付に充てるため
- (過年度の赤字によるもの) ⑥累積赤字補填のため ⑦公債費等、借入金利息

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

6 赤字解消・削減の取組

（3）削減目標（都全体）

令和3年度時点では、57区市町村が決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入を行っているが、これを**令和8年度末には35区市町村、令和11年度末に18区市町村とすることを目指す。**

（5）解消・削減に向けた対応

- 都は、赤字区市町村とともに、解消・削減すべき赤字の要因分析や必要な対策の整理を行う。各区市町村は、分析結果を踏まえ、解消・削減すべき赤字解消の目標年次を定めた上で、健康づくりなどの保健事業や医療費適正化、収納率向上の取組、適正な保険料（税）率の設定等、計画に定めた解消・削減に向けた具体的な取組を実施していく。
- 都は、医療費適正化のため、区市町村とともに、糖尿病性腎症重症化予防の取組や後発医薬品の普及について東京都医師会等関係機関と連携して取り組む等、都の役割を積極的に果たしていくほか、区市町村の取組状況を把握し、解消・削減すべき赤字の額、要因等の分析方法等、必要な助言を行っていく。また、「**区市町村国保財政健全化計画**」及び**法定外繰入等の額、解消予定年次等**を見える化し、**毎年度公表**を行う。

国の方針

●新経済・財政再生計画改革工程表 2023（抜粋）（令和5年12月21日 経済財政諮問会議）

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26～
○法定外繰入等を行っている市町村数 【2023年度までに100市町村】 【2026年度までに50市町村】	○法定外繰入等の額 【2021年度決算(674億)より減少】 ○保険料水準の統一の目標年度を定めている、または統一を達成した都道府県 【2023年度までに60%】(実施都道府県数/47都道府県。厚生労働省より各都道府県に調査)	4.4. 地域の実情を踏まえた取組の推進(医療) ii. 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等) ★ a. 法定外繰入等の解消期限や解消に向けた具体的な手段が盛り込まれた計画の策定・実行を推進するとともに、解消期限の設定状況等を公表。2021年の国民健康保険法の改正を踏まえた国保運営方針に基づき、特に解消期限の長い市町村がある場合は、都道府県から市町村に適切に関与するよう促すなど、解消期限の短縮化を図る。また、KPI達成を見据えて、国と地方団体との議論の場を継続的に開催し、その結果に基づき、保険者努力支援制度における法定外繰入等の状況に応じた評価の活用など、より実効性のある更なる措置を進める。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→